区における総合行政の推進に向けて

- 区における総合行政の推進に関する規則と関連制度・政策-

区における総合行政の推進とは

区役所が快適な窓口サービスの提供とともに、地域 の課題解決に取り組むため、区民との協働や関係局等 との連携を図りながら、地域の個性や実情に応じた総 合的な施策・事業を推進することです。

参加及び協働による暮らしやすい地域社会の形成

●は、区における総合行政の推進に関する規則に規定する会議。



〇は、直接の規定はないが補完する位置付けとなる会議

区における総合行政を推進するための庁内体制

◎区総合行政推進の全庁体制

(全体の調整)

●区総合行政推進会議

【目的】

組織、機能及び制度等の整備に関 する基本的な方針及び方策の策定 【構成】

副市長、区長、関係局長等

(個別分野の調整)

○区民サービス部長会議 〇区役所業務所管本庁部局連絡 調整会議 ほか

◎区の総合化の体制

(区役所内部の総合化)

●区企画調整会議

【目的】

企画及び区役所内部組織間の調整 【構成】

区長、副区長、部長級等

(区域内の総合化)

●区行政連絡調整会議

【目的】

区の区域内における市の事務事業 に関する連絡調整等

【構成】

区長、局の事業所の長等

◎局区間の調整の体制

(局区間の事業調整)

●区課題調整会議

【目的】

個別の事業、課題等に関する局区 間の調整

【構成】

課題に関係する区長及び局長等

局・区役所間事業提案等の 調整に関する要綱

(局区間の連絡調整)

〇副区長会議

定型的な事務事業実施提案等

◎局区間の情報の提供・局区間 の協議等

〇区長連絡会議

【目的】

全般的な情報交換、区長レベルの 協議

【構成】

区長、区企画課長、総合企画局、関 係局等

〇区総務課長会議

【目的】

全般的な情報交換、区総務課長レ ベルの協議

【構成】

区総務課長、自治政策部、関係局

区行政改革に関する政策

自治基本条例(平成17年4月施行)

【区及び区役所の設置】

身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的 に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社 会を築くため、区役所を置く。

【区及び区役所の設置目的を果たすため規定】

- 区長の役割
- ・必要な組織、機能等の整備、予算の確保
- ・区民会議の設置・運営

新行財政改革プラン

(平成20年度から22年度) 【区行政改革の総合的推進】

- (1)区役所機能の強化と執行体制 の確立
- (2)便利で快適な区役所サービス の提供

第2期実行計画

(平成20年度から22年度)

【区行政改革の推進】

- (1)区における地域課題への的確な 动床
- (2)区における市民活動支援施策の 推進
- (3)便利で快適な区役所サービスの 効率的・効果的・総合的な提供 (4)市民参加による区行政の推進

区民(団体推薦、公募等)

審議結果

参加と協働の取組

◎区民会議

【目的】

参加及び協働による区における 地域社会の解決を図るための調 查審議

【構成】